専決処理報告 第1号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を 改正する規則の専決処理報告

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、高知県教育委員会事務専決規程(平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号)第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会事務専決規程

- 第6条 教育長は、第2条に掲げる事務以外の事務について緊急やむを得ない事情により 教育委員会に付議することができないときは、これを臨時に専決することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に専決したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。

教育委員会規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第11号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則 (平成14年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第8条第2号」を「第8条第3号」に改め、同項 を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 条例第8条第2号の経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときとは、奨学金の貸与を受けた者が経済的な理由により奨学金を返還することが困難な状況にあるものとして県教育長が定める要件に該当していることとする。
- 5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の 猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合 において、当該期間が終了する際においても前項の要件に該当して いるときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。
- 6 前項後段の規定は、当該延長した期間が終了する際(この項の規定の適用がある場合を含む。)について準用する。 第17条に次の1項を加える。
- 8 第1項及び第2項の規定は、第5項(第6項において準用する場合を含む。)又は前項の規定に基づき奨学金の返還の猶予の期間の延長を受けようとする者について準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一 部を改正する規則

参考資料1

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

高校生修学支援基金事業に係る国の要領が一部改正されたことを考慮し、経済的な理由により奨学金の返還することが困難であると認められる場合に奨学金の返還を猶予することができるようにしようとするものである。

2 改正の主な内容

- (1) 平成24年度以降に奨学金の貸与を受けている者で、経済的な理由により、奨学金の返還が困難な場合、本人の申請により1年以内で奨学金の返還を猶予することができるようにすること。
- (2)経済的に困難な事由が継続する期間は、1年毎に返還の猶予を延長することができるようにすること。

3 施行期日

この規則は、平成24年12月28日から施行する。

新

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(返還の猶予)

第17条 略

2•3 略

- 4 条例第8条第2号の経済的な理由により奨学金を返還することが困難 であると認められるときとは、奨学金の貸与を受けた者が経済的な理由 により奨学金を返還することが困難な状況にあるものとして県教育長が 定める要件に該当していることとする。
- 5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予 の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合におい て、当該期間が終了する際においても前項の要件に該当しているとき は、更に1年以内で当該期間を延長することができる。
- 6 前項後段の規定は、当該延長した期間が終了する際(この項の規定の適用がある場合を含む。)について準用する。
- 7 条例<u>第8条第3号</u>の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めたときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。
- 8 第1項及び第2項の規定は、第5項(第6項において準用する場合を含む。)又は前項の規定に基づき奨学金の返還の猶予の期間の延長を受けようとする者について準用する。

旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(返還の猶予)

第17条 略

2•3 略

4 条例<u>第8条第2号</u>の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めたときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。

高等学校等奨学金制度の概要

1 制度の変遷

■平成14~16年度

高等学校等奨学金(国庫補助事業)日本育英会対象者:経済的理由により修学が困難な生徒対象者:学習意欲がありながら、経済的理由により修貸与月額:国公立 自宅 18,000 円 自宅外 23,000 円学が困難な生徒私立 自宅 30,000 円 自宅外 35,000 円貸与月額:国公立 自宅 18,000 円 自宅外 23,000 円

所得基準:生活保護基準の1.5倍以下(実施要綱) 私立 自宅 30,000円 自宅外 35,000円

成績要件:なし 所得基準:4人世帯で主たる家計支持者の年収が

約 800 万円以下

成績要件:中学成績 3.5 以上、高校成績 3.0 以上

■平成17年度~ (高等学校等生徒への奨学金貸付事業を一本化)

高等学校等奨学金

〇県事業

対象者:経済的理由により修学が困難な生徒

貸与月額:国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円

私立 自宅 30,000 円 自宅外 35,000 円

所得基準:生活保護基準の1.5倍以下

成績要件:なし

〇日本育英会からの業務移管事業

対象者:学習意欲がありながら、経済的理由により修

学が困難な生徒

貸与月額:国公立 自宅 18,000円 自宅外 23,000円

私立 自宅 30,000 円 自宅外 35,000 円

所得基準:生活保護基準の1.5倍を超え2倍以下 成績要件:5段階評価で、評定の平均が3.0以上

■平成22年度 ~ (成績要件撤廃、所得基準の統一、自宅内外の別の廃止)

対象者:経済的理由により修学が困難な生徒

貸与月額:国公立 18,000円 又は23,000円 私立 30,000円 又は35,000円

所得基準:生活保護基準の2.0倍以下

成績要件:なし

2 貸与実績

	生徒数	貸与人数	貸与率	貸与金額
年度	(人)	(人)	(%)	(千円)
23	20, 282	1, 461	7. 2	400, 744
22	20, 389	1, 584	7. 8	418, 488
21	20, 499	1, 651	8. 1	407, 653

※公立及び私立高校の全日制、定時制の生徒数

3 財源

〇交付金(日本学生支援機構)

- ・日本育英会からの事業移管に伴い、貸付資金として各都道府県に配分。最短終期はH26年度末。
- ・交付金で貸与した者からの返還金は、将来の貸与財源として繰越。
- 〇高校生修学支援基金(設置期間 H21~26)

4 返還の状況

- ・調定額に対する収納率 (H21~23 年度平均) 現年度・・・84.5% 過年度・・・16.8%
- ・平成23年度決算時の返還未済額 75,828,085円(773人)
- ・全日制で3年間貸与を受けた場合の返還金額の例

奨学金区分	貸与月額	貸与金額(円)	返還年数	返還額(月賦)
国公立	18,000円	648, 000	9年	6,000円
	23,000円	828, 000	10年	7,000円
私立	30,000円	1, 080, 000	10年	9,000円
	35,000円	1, 260, 000	12年	9,000円

5 所得連動型返還猶予制度改正 (H24.12.28 施行)後の返還猶予対象者

次の①及び②の条件を満たす者

- ①平成24年度以降の貸与者(H24年度の継続貸与者を含む)
- ②経済的な理由による生活困窮者の収入の目安は、返還時の年間収入が給与収入の場合 150 万円以下の場合

改正前	改正後
・高等学校、大学等に在学中	・高等学校、大学等に在学中
・高等学校等を卒業後6か月	・高等学校等を卒業後6か月
・災害・疾病その他やむを得ない理由があると認め	・災害・疾病その他やむを得ない理由があると認め
られるとき (2年以内)	られるとき (2年以内)
	・平成 24 年度以降に奨学金の貸与を受けている者
	で、経済的な理由により返還が困難な場合は、そ
	の事由が継続する期間

○高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(抜粋)

(返還の猶予)

- 第8条 **教育委員会は**、奨学金の貸与を受けた者が貸与の期間が満了した後又は第6条の規 定により貸与を取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、**教育委員** 会規則で定めるところにより奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 高等学校等、大学その他の教育委員会規則で定める学校に在学しているとき又は高等学校等を卒業後6月を経過しないとき。
- (2) 経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、<u>この条例の施行に関し必要な事項は、**教育委員会規**</u> <u>**則で定める**。</u>

〇高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

(返還の猶予)

- 第17条 条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、別記第16号様式による奨学金返還猶予申請書に奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。
- 2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還の猶予の適否を決定し、奨学金の返還の猶予を適当と認めたときは別記第17号様式による奨学金返還猶予通知書により、不適当と認めたときはその旨を、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める学校は、高等学校等、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度と認められる教育施設とする。ただし、大学、短期大学、 専修学校、各種学校及びこれらと同等程度と認められる教育施設については、通信による教育を行うものを除く。
- 4 条例第8条第2号の経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められると きとは、奨学金の貸与を受けた者が経済的な理由により奨学金を返還することが困難な状況 にあるものとして**県教育長が定める要件**に該当していることとする。
- 5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で **県教育長が認める期間**とする。この場合において、当該期間が終了する際においても前項の 要件に該当しているときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。
- 6 前項後段の規定は、当該延長した期間が終了する際(この項の規定の適用がある場合を含む。)について準用する。
- 7 条例第8条第3号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で 県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めたとき は、更に1年以内で当該期間を延長することができる。
- 8 第1項及び第2項の規定は、第5項(第6項において準用する場合を含む。)又は前項の規定 に基づき奨学金の返還の猶予の期間の延長を受けようとする者について準用する。

参考資料 5

高知県高等学校等奨学金の経済的理由による返還猶予制度実施要領

- 第1条 この要領は、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号。次条において「条例」という。)第8条第2号及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号。次条において「規則」という。)第17条の規定による返還の猶予のうち、経済的な理由によるものの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 条例第8条第2号に規定する経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは別表の「経済的理由」欄に掲げる場合とし、規則第17条第8項において準用する同条第1項に規定する奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類は別表の「証明書類」欄に掲げる書類とする。
- 第3条 奨学金の返還の猶予の期間は、奨学金返還猶予申請書が提出された日の属する 月の翌月初日から起算するものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 12 月 28 日から施行し、平成 24 年度に貸与を受けている者 及び貸与が決定された者から適用する。

経済的理由	証明書類	証明発行者
低収入・低所得の 場合(給与所得 の場合は年間 入金額が150万 以外の場合は 要経費額が85万 円以下)	①及び②又は③の書類(申請者が結婚している場合は、申請者本人及び配偶者の①及び②又は③の書類) ① 所得証明書 ② 市・県民税(所得・課税)証明書 ③ 住民税非課税証明書 ただし、①及び②又は③の書類が申請する年度の前年度(前々年分)のものである場合は、①及び②又は③の書類に加え、アからカまでのいずれかの書類とする。また、申請者が高等学校又は大学等を卒業後1年以内である場合は、①及び②又は③の書類によらず、アからカまでのいずれかの書類とする。ア源泉徴収票(前年分)の写しイ返還猶予の申請時から直近の連続3か月分の給与明細書の写し(事業所名、本人氏名、支給総額及び支給年月が明記されたもの)ウ勤務先発行の給与証明エ都道府県住民税の申告書の写しオその他本人の収入を確認できる書類の写しカ民生委員の証明(返還猶予の申請から直近3か月以内のもの)	市町村長勤務先民生委員
無職の場合	失業した場合(失業から1年以内の場合) ①から④までのいずれかの書類 ① 雇用保険受給資格者証(求職活動記録面を含む。)の写し ② 雇用保険被保険者離職票の写し ③ 失業者退職手当受給資格証の写し ④ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し (喪失理由が離職であり、離職年月日を確認できる場合に限る。) ①から④までの書類の取得が困難な場合は、ア又はイのいずれかの書類 ア 退職証明書 イ 雇用関係が終了したことを確認できるものの写し 学校等を卒業してまだ一度も就職していない場合	職業安定所長勤務先
生活保護法によ る生活挟助を受 けている場合	(高等学校等卒業又は大学等の在学による猶予の終了から 1年2か月以内の場合) ①及び②又は③の書類 ① 卒業証明書 ② 求職受付票(ハローワークカード)の写し ③ 民生委員の証明(返還猶予の申請時から直近3か月以内のもの) 生活保護受給証明書(返還猶予の申請時から直近3か月以内に発行されたもの)	職業安定所長 民生委員 社会福祉事務 所長